

鞍手町競争入札参加資格及び指名手続等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5及び第167条の11並びに鞍手町財務規則(昭和56年鞍手町規則第4号)第88条、第89条及び第101条から第103条までの規定により、鞍手町が実施する競争入札に参加する者の資格及び指名手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる区分ごとに別に定める一般競争(指名競争)参加資格審査申請書その他必要な書類(以下「参加資格審査申請書等」という。)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)
- (2) 測量・建設コンサルタント等
- (3) 物品製造等

2 指名競争入札に参加しようとする者の申請期間は、毎年6月1日から6月30日までとし、参加資格審査申請書等の提出のほか、町公式ホームページからの入力又は持参の方法で、商号又は名称、代表者の役職及び氏名その他必要事項を登録(以下「参加登録」という。)しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、主たる事務所(本社・本店)を町内に有し、かつ、国税及び地方税の滞納がなく、代表者又は役員が常駐して業を営む者(以下「町内業者」という。)以外の業を営む者(以下「町外業者」という。)は、当該期間内に参加登録のみ行うものとする。

(競争入札参加資格)

第3条 町長は、前条の規定に基づく参加資格審査申請書等の提出があった場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、競争入札に参加する資格を有する者(以下「有資格者」という。)として認定する。

- (1) 政令第167条の4に規定する者
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始がなされている者、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(裁判所による更生計画の認可の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(裁判所による再生計画の認

可の決定を受けた者を除く。)

- (3) 参加資格審査申請書等の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者
 - (4) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
 - (5) 建設業法第3条の規定による許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者（前条第1項第1号に規定する建設工事に係る申請をした者（以下「建設工事申請者」という。）に限る。）
 - (6) 国税及び地方税を滞納している者
 - (7) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいい、役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員である暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、構成員とみなされる場合を含む。）である者
 - (8) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業主であって、同法第7条の規定による届出をしていない者又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第1項に規定する保険料（雇用保険に係るものに限る。）を滞納している者（建設工事申請者に限る。）
 - (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第48条の規定による届出をしていない者又は同法第155条第1項に規定する保険料を滞納している者（建設工事申請者に限る。）
 - (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条に規定する適用事業所の事業主又は同法第10条第2項の同意をした事業主であって、同法第27条の規定による届出をしていない者又は同法第81条第1項に規定する保険料を滞納している者（建設工事申請者に限る。）
- 2 町長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者の資格として、前項の規定によるもののほか、契約の内容に応じその他必要な事項についてその都度定め公告することができる。
 - 3 町長は、町外業者を競争入札に参加させようとする者の指名選考（以下「指名選考」という。）の対象とする場合には、前条第3項の規定により参加登録した者のうちから、当該指名選考を行う前に当該指名選考の対象とする者に対し参加資格審査申請書等の提出を求め、内容を審査しておかなければなら

ない。

(競争入札参加資格の通知等)

第4条 町長は、前条の規定による審査の結果について参加資格審査申請書等を提出した者に通知するとともに、同条の規定に基づき有資格者として認定された者の名簿(以下「参加資格者名簿」という。)及び第2条第2項及び第3項の規定に基づき参加登録した者の名簿を作成し町公式ホームページへ掲載し公表するものとする。この場合において、建設工事申請者に対し第8条に規定する等級の格付をしたときは、その等級を同様に公表するものとする。

(競争入札参加資格等の有効期間)

第5条 有資格者の参加資格の有効期間は、第2条第2項に規定する申請期間の属する年度の9月1日から翌年度の8月31日までとする。この場合において、一般競争入札参加資格の審査又は第3条第3項の規定による審査で当該有効期間の途中で有資格者として認定したときの終期も同様とする。

2 等級の格付の有効期間は、当該等級に格付された日の属する年度の9月1日から翌年度の8月31日までとする。

(変更の届出)

第6条 参加資格者名簿に登載された者は、商号又は名称、本店・支店等の所在地、代表者、受任者、使用印鑑等に変更があったときは、必要な書類を添え、速やかに町長に届け出なければならない。

(認定の取消)

第7条 町長は、参加資格者名簿を作成した後、当該名簿に記載された者が第3条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該認定を取り消し、参加資格者名簿から削除するとともに、その旨を当該認定を取り消された者に通知しなければならない。

(等級の格付等)

第8条 町長は、町内業者である建設工事申請者を有資格者として認定したときは、次表に定める工事の種類及び等級区分に応じ、経営事項審査結果の総合評点をもって等級の格付及び標準請負工事金額を定めるものとする。ただし、専門工事(建設工事のうち土木一式工事及び建築一式工事を除くものをいう。以下同じ。)については、等級の格付等を行わないものとする。

等級 区分	土木一式工事		建築一式工事	
	総合評点	標準請負工事金額	総合評点	標準請負工事金額
A級	上位1~14位	4,000万円以上	上位2分の1	1,000万円以上
B級	上位15~28位	4,000万円未満 2,000万円以上	下位2分の1	500万円未満

C級	上位 29～42 位	2,000 万円未満 500 万円以上	—	—
D級	上位 43 位以下	500 万円未満	—	—

2 前項に規定する総合評点が同点数の場合は、直近の過去の年度における当該点数の高い者を上位とする。

3 第1項の規定にかかわらず、町内業者である建設工事申請者が初めて有資格者として認定されたとき（以下この項において「認定初年度」という。）は、当該認定初年度及び翌年度（継続して申請し有資格者として認定された場合に限る。以下同じ。）については格付を行わないものとし、さらにその翌年度に最下位の等級に格付するものとする。この場合において、最下位の等級に格付された日の属する年度の翌年度からは第1項の規定による格付を行うものとする。

（指名の基準）

第9条 町長は、指名選考するときは、参加資格者名簿に登載されている者から3人以上指名しなければならない。

2 町長は、前項の規定による指名選考をするときは、次の各号に掲げる事項を勘案しなければならない。

- (1) 町内業者の育成
- (2) 本町内における手持工事又は業務の状況
- (3) 発注する工事又は業務に応じた実績及び技術的適性能力
- (4) 不誠実な行為の有無
- (5) 有資格者の職種又は業務の希望順位
- (6) 経営及び信用状況

第10条 町長は、建設工事（専門工事を除く。以下この条において同じ。）について前条の規定による指名選考をするときは、当該建設工事の予定金額に応じ、前条第1項の表に定める標準請負工事金額の該当する等級区分に格付された者から指名しなければならない。

2 前項の規定による等級区分ごとの、指名業者の数は次表のとおりとする。

等級区分	土木一式工事	建築一式工事
A級	7人以上	6人以上
B級	6人以上	4人以上
C級	5人以上	—
D級	5人以上	—

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該

建設工事に係る等級の上位又は直近下位の等級に格付された者若しくは町外業者を指名することができる。

- (1) 災害その他の理由により、緊急に施工する必要があるとき。
- (2) 当該等級に格付された者が前項に規定する指名業者の数に満たないとき。
- (3) 施工上特殊な工法その他特別の技術、資機材等を要し、当該等級に格付された者の受注能力が及ばないと判断するとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(指名の特例)

第11条 前2条の規定にかかわらず、建設工事並びに測量、設計監理、地質調査及び建設コンサルタント等に関する業務（以下この条において「建設工事等」という。）の予定金額が1億5千万円以上の場合は、鞍手町競争入札等に関する基本的事項を定める規則（平成31年鞍手町規則第5号）第2条第3号に規定する公募型指名競争入札の方式により、当該建設工事等の競争入札に参加させようとする者の指名を行うものとする。

(競争入札参加資格審査及び指名選考委員会)

第12条 参加資格審査申請書等を提出した事業者の資格審査及び等級の格付並びに指名選考及び随意契約の見積を徴する相手方の選定（以下「選定」という。）を行うため、鞍手町競争入札参加資格審査及び指名選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 副町長
- (2) 副委員長 総務課長
- (3) 委員 政策推進課長、建設課長、農政環境課長、税務住民課長及び上下水道課長

3 委員長は、委員会に関する事務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在又は事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の会議)

第13条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を招集し意見を聴くことができる。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、委員会で決定した事項に変更が生じたときは、再度、委員会を招集し表決しなければならない。

(専決処分)

第 14 条 委員長は、災害対応その他特に緊急かつ必要とする工事又は業務を施行する場合において指名選考又は選定を行う暇がないときは、当該工事又は業務を主管する課長及び総務課長の意見を徴し、当該指名選考又は選定について専決処分することができる。

2 前項の専決処分については、次回の委員会の会議に報告しなければならない。

(委員の除斥)

第 15 条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する案件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある案件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(審議結果の報告及び決定)

第 16 条 委員長は、委員会の審議結果を町長に報告しなければならない。

2 町長は、委員長の報告に基づき、資格の認定及び等級の格付並びに指名選考及び選定の決定を行うものとする。

(庶務)

第 17 条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(雑則)

第 18 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。ただし、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。

(鞍手町工事等請負業者指名委員会規程等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 鞍手町工事等請負業者指名委員会規程(昭和 56 年鞍手町規程第 11 号)

(2) 鞍手町競争入札参加資格審査会規程(昭和 56 年鞍手町規程第 12 号)

(3) 鞍手町建設工事指名競争入札者の資格及び指名基準等に関する要綱(昭和 62 年鞍手町要綱第 4 号)

(経過措置)

3 この告示の施行の日前に鞍手町建設工事指名競争入札者の資格及び指名基準等に関する要綱の規定による競争入札参加資格の認定及び等級の格付を受けた者の有効期間は平成 31 年 8 月 31 日までとし、当該有効期間の期日までに入札の公告又は入札者の指名通知を行うものについては、なお従前の例に

よる。

(鞍手町共同企業体運用要綱の一部改正)

- 4 鞍手町共同企業体運用要綱（平成 10 年鞍手町告示第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項後段中「、鞍手町建設工事指名競争入札者の資格及び指名基準等に関する要綱第 7 条に規定する業者等級（以下「等級」という。）」を「、鞍手町競争入札参加資格及び指名手続等に関する規程（平成 31 年鞍手町告示第 49 号）第 8 条に規定する等級区分（以下「等級」という。）」に改める。

第 11 条中「、鞍手町工事等請負業者指名委員会」を「、鞍手町競争入札参加資格審査及び指名選考委員会」に改める。

(鞍手町指名停止等措置要綱の一部改正)

- 5 鞍手町指名停止等措置要綱（平成 26 年鞍手町告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「鞍手町建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載された者をいう。」を「次号に規定する建設工事に係る競争入札に参加する資格を有する者をいう。」に改め、同条第 5 号中「工事等請負業者指名委員会（鞍手町工事等請負業者指名委員会規程（昭和 56 年 4 月 1 日鞍手町規程第 11 号）に定めるものをいう。以下同じ。）の庶務を担当する課」を「入札及び契約事務を担当する課」に改める。